

〔平成 25 年2月 1 日の保育園等健康支援検討委員会で、園児の健康回復・維持及び周囲への感染拡大防止の観点から討議し改訂されました。〕

八千代市登園許可証明書

保護者記入 : 園名: _____ 保育園 _____ 氏名: _____

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準 (厚生労働省、保育園における感染症ガイドラインによる) *以下の基準に基づき医師が判断する
	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで。(抗ウイルス剤を服用中は登園を控える)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	水痘 (みずぼうそう)・带状疱疹	全ての水疱がかさぶたになるまで。(ジュクジュクしていないこと) また、抗ウイルス剤を服用中は登園を控える
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	同上
	急性出血性結膜炎・アポロ病	同上
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱や発疹等の症状が回復するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐や下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで
	細気管支炎 (RSウイルス含む)	重篤な呼吸器症状(激しい咳など)が消失し全身状態が回復するまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆うことができれば登園可能。覆えない場合はかさぶたが脱落するまで (ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで)
※	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹があっても全身状態が良ければ登園可能 (ただし、元気がない・だるさを伴う時は休むこと)
※	ヘルパンギーナ	解熱し喉の痛みや口内炎が軽快して、普段の食事が摂れるようになるまで
※	手足口病	口内炎が良くなり普段の食事が摂れるようになるまで
※	突発性発疹	解熱し全身状態が回復するまで
	その他の感染性疾患 (_____)	

上記の※印(リンゴ病, ヘルパンギーナ, 手足口病, 突発性発疹)については受診され、医師から登園停止と診断された場合は登園許可証明書が必要になります。

上記の疾患で、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養中のところ、
現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(病状が安定した)と判断したので、
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園してよいことを証明します。

園生活における注意事項 [_____]
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師住所 _____
電話 _____
氏名 _____ 印